

(照会先)
社会保険庁運営部医療保険課
課長 松岡 正樹
課長補佐 高橋 幸生 (内線 3593)
電話 (代表) 03-5253-1111

平成 20 年 4 月 30 日
社会保険庁

総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会の委員に対する
群馬社会保険事務局職員の発言に係る調査について

1. 経緯

平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会において、同年 7 月に、群馬社会保険事務局（以下「群馬局」という。）の職員が総務省年金記録確認群馬地方第三者委員会（以下「群馬委員会」という。）の委員に対し、群馬委員会での発言について、「社会保険事務局の不利になるようなことを言わないでください」と圧力をかけたのではないかとの指摘があったことから、社会保険庁において事実関係の調査を実施し、その調査結果を平成 20 年 2 月 22 日に公表したところであるが、3 月 26 日の衆議院厚生労働委員会において、当該社会保険庁の調査結果と 3 月 17 日に公表された総務省行政評価局の調査結果との相違点等について指摘があり、今般、改めて精査を行った。

2. 社会保険庁における調査の概要

- (1) 社会保険庁においては、平成 19 年 12 月 12 日の厚生労働委員会における指摘の後、同月 20 日に同月 25 日を締切りとして、平成 19 年 7 月当時の群馬局の局長、次長、保険課長、保険課長補佐及び年金課長に対して回答書の提出を指示した。

これらの回答書を踏まえ、同年 12 月 25 日午後、社会保険庁運営部医療保険課課長補佐（以下「医療保険課課長補佐」という。）及び同課主査が、高崎社会保険事務所長室において、群馬局の年金課長（以下「年金課長」という。）、平成 19 年 7 月当時の群馬局の保険課課長補佐（以下「保険課課長補佐」という。）及び群馬局の次長（以下「次長」という。）に対して、また、社会保険庁運営部医療保険課（以下「医療保険課」という。）内において、平成 19 年 7 月当時の群馬局の局長（以下「局長」という。）に対して、それぞれ個別に面談調査を行った。その内容は、年金課長に対しては、群馬委員会に説明者として出席した経緯、群馬委員会の委員からの質問及び当該質問に

対する回答に関する事項、保険課課長補佐に対しては、委員の事務所を訪問し説明を行うこととした経緯、委員に対する面談の申入れ及び委員とのやり取りに関する事項、次長及び局長に対しては、年金課長が同委員会で行った説明及び平成19年7月当時の群馬局の保険課長（以下「保険課長」という。）が委員の事務所を訪問して行った説明に関する事項である。

次に、12月26日午後、医療保険課内において、医療保険課課長補佐及び同課主査が、保険課長に対して面談調査を行った。その内容は、委員の事務所を訪問し説明を行うこととした経緯、委員に対する面談の申入れ及び委員とのやり取りに関する事項である。

(2) この面談調査の内容について更に詳しく調査するとともに調査の適正を期するため、平成19年12月に調査を行った医療保険課課長補佐とは別の医療保険課課長補佐及び社会保険庁総務部サービス推進課社会保険指導室上席社会保険指導官（以下「上席社会保険指導官」という。）が、平成20年1月9日午後、社会保険庁内会議室において面談調査を実施した。

(3) 平成20年1月21日に本件に関連し、保険課長が委員に対し「社会保険事務局の不利なことを言わないでください。あなたも困るでしょう。」と述べた旨の新聞報道がなされたことを受け、保険課長、保険課長補佐、年金課長及び平成19年7月当時の群馬局の総務課長に対し、改めて回答書の提出を指示したうえで、保険課長に対し、平成20年1月28日午前、医療保険課内において、再度、面談調査を行った。当該調査においては、報道にあるような発言の有無について調査を行った。

また、平成19年12月25日の面談調査の内容について更に詳しく確認するため、平成20年1月28日午後、医療保険課内において、同課課長補佐2名が、年金課長に対しても、再度、面談調査を行った。

(4) 平成20年1月31日午後には、更なる確認のため、社会保険庁総務部サービス推進課長室において、医療保険課長及びサービス推進課上席社会保険指導官が、これまでの面談調査の内容について、局長、保険課長及び保険課課長補佐に対して、それぞれ個別に面談調査を行った。

(5) このように、社会保険庁においては、事実関係をできるだけ正確に把握するため、関係職員に対し調査を繰り返し実施している。

群馬委員会の委員に対する調査については、社会保険庁が直接実施することとした場合には、当該委員に圧力と受け止められる可能性があると考えられたことから、直接調査を実施することは差し控えることとし、それに替えて、総務省に対し当該委員の本件についての見解に関する必要な情報の提供を求めることとしたものである。

なお、社会保険庁の調査結果の公表に先立ち、群馬委員会の委員にも、総務省第三者委員会事務室を通じ社会保険庁の調査状況を伝えている。

- (6) 社会保険庁の調査結果については、平成20年2月22日に別添1を公表するとともに、2月25日に社会保険庁運営部医療保険課から各社会保険事務局に対し、総務省年金記録確認第三者委員会の委員である者に対し、総務省年金記録確認第三者委員会に係る事項について、個別に説明を行う必要が生じた場合には、総務省第三者委員会事務室と十分な連携をとり、誤解を招くことがないように注意喚起を行った。

3. 国会審議等における指摘を踏まえた精査

社会保険庁の調査について改めて精査した結果、その調査方法及び調査内容は、以下のとおりと考えられる。

(1) 調査方法について

- ① 社会保険庁においては、平成19年12月12日の衆議院厚生労働委員会における指摘を受けて、同月20日に関係職員に回答書の提出を指示する等の調査に着手し、その後も関係報道があった際には同日から調査対応を行うなど、できるだけ早期に事実関係を把握するよう取り組んでいること。
- ② 調査対象者に対し、調査事項について書面にて回答書を提出させうえて面談調査を実施しており、調査対象者からの申告内容を客観的に把握するよう努めていること。
- ③ 調査実施者についても、社会保険庁本庁が群馬局の関係者に対する面談調査を実施するとともに、監察業務を担当する課の職員も参画しての調査を実施していること。
- ④ 調査の過程において報道等により指摘された情報も含め、今回の調査対象である「社会保険事務局の不利になるようなことを言わないでください」との発言の有無について、書面及び面談により関係者への調査を繰り返し行うなど、入念的な取組を行っていること。

- ⑤ また、調査の実施上、必要な情報提供を要請するとともに、社会保険庁の調査の進捗状況を情報提供するなど、総務省とも連絡をとりながら調査を実施していること。

(2) 調査内容について

- ① 社会保険庁の調査結果では、群馬局の保険課長が群馬委員会の委員に対して、『収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない」と説明したものの、社会保険事務局の不利になるようなことを発言しないようにということを述べた事実は確認されなかったのに対し、総務省の調査結果では、委員は「そんなことは言わないように」と発言があったと記憶しているとしており、発言についての記憶に一部相違があること。
- ② しかしながら、総務省の調査結果にある、委員が保険課長の「発言について圧力と感じた」という点については、社会保険庁の調査においても、保険課長は調査において、『収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない」と説明したことが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はあると認めていることを踏まえると、両調査の間に相違が存在しているとは必ずしも言えないこと。

4. その他

- (1) 3月21日に総務省行政評価局長より、社会保険庁長官に対し、このような事態が二度と起きないよう申入れが行われた（別添2）。これを受け、社会保険庁においては、各社会保険事務局に対して改めて、注意喚起を行ったところである（別添3）。
- (2) また、今般、上記3. (2)②に示した点については、社会保険庁と総務省行政評価局との間で、別添4の見解の一致を見ている。

平成 20 年 2 月 22 日
社 会 保 険 庁

平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会における 指摘事項に係る調査結果について

1. 経緯

平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会において、社会保険事務局の職員が年金記録確認第三者委員会の委員に対し、同第三者委員会での発言について、「社会保険事務局の不利になるようなことを言わないでください」と圧力をかけたのではないかとの指摘があったことから、社会保険庁において事実関係の調査を実施した。調査の結果は以下のとおりである。

2. 調査結果

- (1) 平成 19 年 7 月 13 日、年金記録確認群馬地方第三者委員会（以下「群馬地方第三者委員会」という。）において、年金記録確認手続等について説明が求められ、説明者として出席した群馬社会保険事務局の年金課長に対し、群馬地方第三者委員会の委員から「収納率を意識した遡及全喪処理等で、従業員が保険料を控除されていた場合の取扱いはどうなるか」との質問があり、年金課長より、「具体的な事実関係を良く調べてみないと何とも言えない。」と回答を行った。
- (2) 群馬社会保険事務局においては、群馬地方第三者委員会において年金課長が十分に答えておらず、発言の根拠について同委員会の委員に確認し、具体的事案があれば改善する必要があると考え、担当課長である当時の保険課長が、7 月 17 日に委員に事前に面談の申し入れを行った上で事務所を訪問し、説明を行った。
- (3) 当時の保険課長及び同行者から聴取したが、群馬地方第三者委員会の委員への説明時の状況は以下のとおりであった。
 - ① 委員会における発言について、委員からは、具体的な事案ということではなく、収納率を意識した遡及全喪の場合の年金期間の取扱いを確認する趣旨の質問であるとの説明を受けた。
 - ② これに対して当時の保険課長からは、以下のとおり説明した。
 - ・ 社会保険事務所の職員が勝手に全喪届を作成することはなく、全喪届は事業主又は事業主から委託を受けた社会保険労務士が届け出るものであること。「収納率を意識した遡及全喪」と言われると、職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねないこと。

- ・ 全喪処理については、平成15年以降、事業所の閉鎖登記簿謄本等の添付が義務付けられ、事業実態の確認を徹底する取扱いとなっていること。
- ・ ただし、全喪届については、例外的に倒産事業所の事業主が行方不明等で届出がない場合に、十分調査して事業実態を確認して職権で作成することもあること。

③ 当時の保険課長の説明に対して、委員からは「収納率を意識した遡及全喪」という委員会での発言については、余計なことを言ってしまったのでしょうかという旨の発言があった。さらに、委員が言いたかったのは、従業員が保険料を事業主から控除されていても被保険者となっていないケースの取扱いであった旨の発言があった。

④ これに対し、当時の保険課長から、事業主が従業員から保険料を預かり、被保険者分としての保険料が納入されていないケースは、救済措置が検討されているような報道があることを答えた。

(4) 以上のように、当時の保険課長は、群馬地方第三者委員会における委員の質問に対し、事実即して説明を行っており、同委員会での委員の発言に対して、社会保険事務局の不利になるようなことを発言しないようにということを述べた事実は確認されなかった。

ただし、当時の保険課長が『「収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない』と説明したことが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はある。

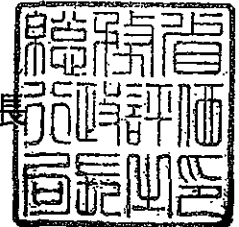
(5) なお、今後、第三者委員会の委員に対し、第三者委員会に係る事項について、社会保険事務局から個別に説明を行う必要が生じた場合には、第三者委員会事務局と十分な連携をとり、誤解を招くことがないよう、各社会保険事務局に対する十分な注意喚起を行うこととする。

総 評 相 第 6 2 号

平成20年3月21日

社会保険庁長官 殿

総務省行政評価局長



年金記録確認第三者委員会委員に対する社会保険庁
職員の発言について（申入れ）

年金記録確認第三者委員会は、年金記録の訂正に関し、国民の立場に立って公正な判断を示すことを任務としており、調査審議に当たっては、中立・公正性が強く求められているところである。

しかしながら、昨年7月、群馬社会保険事務局の職員が年金記録確認群馬地方第三者委員会の委員に対し説明を行った際、同委員会の委員が圧力を受けたと感じる事態があった。

総務省としては本件を遺憾と感じており、社会保険庁におかれては、今後二度とこのような事態が生じないよう、社会保険庁職員が第三者委員会委員と接触する際の対応について十分注意することとされたい。

庁文発第 0430001 号
平成 20 年 4 月 30 日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
(公 印 省 略)

社会保険庁運営部年金保険課長
(公 印 省 略)

年金記録確認第三者委員会の委員である者への対応について

平成 19 年 12 月 12 日の衆議院厚生労働委員会において、社会保険事務局の職員が年金記録確認第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）の委員に対し、委員会での発言について、「社会保険事務局の不利になるようなことを言わないでください」と圧力をかけたのではないかとの指摘があったことから、社会保険庁において事実関係の調査を実施し、平成 20 年 2 月 22 日に別添 1 の調査結果を公表したところである。

また、総務省においても第三者委員会に対する聴取を実施し、3 月 17 日に別添 2 の調査結果が公表され、3 月 21 日に総務省行政評価局長から社会保険庁長官に対し、別添 3 の申し入れが行われたところである。

については、今後、社会保険事務局及び社会保険事務所の対応について、誤解を招くことがないよう、特に次の事項に留意し、事務処理を行うよう周知徹底を願いたい。

なお、総務省の調査結果と社会保険庁の調査結果の関係については、社会保険庁と総務省行政評価局において、別添 4 の見解の一致を見ている。

記

1. 基本的考え方

第三者委員会の委員に対し、第三者委員会に係る事項について、個別に説明を行う必要が生じた場合には、第三者委員会事務局と十分な連携をとり、誤解

を招くことがないよう注意すること。

また、第三者委員会に関係しない案件についても、委員である者への対応については十分に注意すること。

2. 具体的取扱い

(1) 第三者委員会に係る事案について

- ① 委員の事務所へ訪問して説明を行う際には、第三者委員会事務局職員の同席を得るよう要請すること。なお、同席が困難な場合には、説明終了後、速やかに説明状況について、第三者委員会事務局に報告すること。
- ② 委員が、社会保険事務局に来訪された際に説明を行う場合にも、委員単独ではなく、可能な限り随行者等の同席を得るよう要請すること。なお、この場合においても、説明終了後、速やかに第三者委員会事務局に説明状況を報告すること。
- ③ 電話での連絡の際にも、同様に、速やかに第三者委員会事務局に状況を報告すること。
- ④ ①～③は、社会保険事務局での対応を想定しているが、社会保険事務所において、同様の事案が生じた場合には、社会保険事務局を窓口として、①～③と同様の対応をとること。

(2) 第三者委員会に関係しない事案について

- ① 第三者委員会に関係しない事案（届出の提出などの通常の代行業務など）についても、誤解を招くことのないよう、委員である者に対して節度ある対応を取り、十分に注意すること。
- ② なお、この場合、説明状況等について、第三者委員会事務局に報告を行うことは要しないこと。

平成19年12月12日の衆議院厚生労働委員会において指摘のあった年金記録確認群馬地方第三者委員会の委員に対する社会保険事務局職員の発言について

平成20年4月30日
社会保険庁
総務省行政評価局

平成20年2月22日の社会保険庁による「平成19年12月12日の衆議院厚生労働委員会における指摘事項に係る調査結果について」（以下「社会保険庁調査結果」という。）及び平成20年3月17日の総務省行政評価局による「第三者委員会委員に対する社会保険事務局職員の発言について」（以下「総務省調査結果」という。）を踏まえ、標記についての考え方は以下のとおりである。

- ・ 社会保険庁調査結果では、当時の群馬社会保険事務局の保険課長（以下「保険課長」という。）は、群馬地方第三者委員会（以下「群馬委員会」という。）における委員の質問に対し、事実を即して説明を行っており、群馬委員会での委員の発言に対して、社会保険事務局の不利になるようなことを発言しないようにということを述べた事実は確認されなかったとしている。ただし、保険課長が「『収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない」と説明したことが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はあるとしている。
- ・ 総務省調査結果では、群馬委員会の委員から、年金記録確認中央第三者委員会事務局及び群馬委員会事務局の職員が聴取した結果、
 - ① 保険課長からは「『収納率を上げるために遡って喪失』と委員会で発言しているが、そんなことは言わないように」との発言があったと記憶しており、
 - ② この発言について圧力と感じた。と述べた、としている。
- ・ 社会保険庁調査結果では、保険課長が群馬委員会の委員に対して、「『収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない」と説明したものの、社会保険事務局の不利になるようなことを発

言しないようにということを述べた事実は確認されなかったのに対し、総務省調査結果では、委員は「そんなことは言わないように」と発言があったと記憶しているとしており、発言についての記憶に一部相違がある。

しかしながら、総務省の調査結果にある、委員が保険課長の「発言について圧力と感じた」という点については、社会保険庁の調査においても、保険課長は調査において、『「収納率を意識した遡及全喪』と言われると職員が勝手に作成しているように誤解を招きかねない』と説明したことが、委員には、「社会保険事務局に不利な発言をしないように」との趣旨と受け止められた可能性はあると認めていることを踏まえると、両調査の間に相違が存在しているとは必ずしも言えないと考えられる。

- ・ 以上の調査結果を踏まえ、総務省としては、このような事態が二度と起こらないよう、3月21日に、社会保険庁に対し申し入れを行ったところであり、これを受けて社会保険庁においては、各社会保険事務局に対して注意喚起を行ったところである。

平成20年3月17日
総務省行政評価局

第三者委員会委員に対する社会保険事務局職員の発言について

1 経緯

平成19年7月13日の年金記録確認群馬地方第三者委員会（以下、「群馬委員会」という）において、年金記録確認の手続等について群馬社会保険事務局から説明を求めた際、その後の質疑において、群馬委員会の委員の1人から「保険料を滞納している場合に、収納率を上げるために遡って社会保険を喪失する手続がとられ、被保険者は保険料を納めている場合は、救済されるべきでしょうか。」と発言があり、出席していた社会保険事務局の年金課長から「事実を確認してみないとわからない」と回答した。

これに関し、7月17日に群馬社会保険事務局の保険課長が当該委員の事務所を訪問し説明を行ったものである。

2 委員からの聴取結果

(1) この説明に関し、当該委員から、年金記録確認中央第三者委員会事務室及び群馬委員会事務室の職員が聴取した結果、

① 保険課長からは「『収納率を上げるために遡って喪失』と委員会で発言しているが、そんなことは言わないように」との発言があったと記憶しており、

② この発言について圧力と感じたと述べた。

(2) 一方で当該委員は、保険課長の発言によってその後の群馬委員会における自分の発言に影響はなかったと述べ、この問題をあまり大きくしたくないとも述べた。

3 今後の対応

以上のように保険課長の発言に関し委員が圧力と感じたととらえており、総務省としては、このような事態が二度と起こらないよう、社会保険庁に対し申し入れることとしたい。